

指摘事項・意見等一覧表

【指摘事項】

- ・法令、基準等に違反していると認められるもの
- ・その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

対象なし

【意見等】

- ・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの
- ・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
- ・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
6	8	決算審査	意見	児童手当返戻金及び児童扶養手当返戻金について	子ども未来部	子育て応援課	児童手当返戻金及び児童扶養手当返戻金の債権管理状況を確認したところ、対象者が電話を含む口頭により債務承認したことをもって消滅時効期間が更新されている事例が散見されました。宝塚市債権管理マニュアル（以下「マニュアル」という。）では、「分割納付の申出があったときは、生活状況や資産、負債の状況等の客観的な情報に基づき滞納者の支払能力を分析し、年度内納付を原則として、滞納金額と完済までの期間を勘案して分割納付金額を確認する。その金額に基づいた分割納付計画書、納付誓約書の提出を求める。」とされており、納付誓約は書面により行われる必要があります。公債権は、時効の援用がされなくても期間の経過により時効が成立し、債務者がその利益を放棄することができない性質であることに留意し、事後における消滅時効の成立に疑義が生じることがないようマニュアルに沿った適切な債権管理を行ってください。	口頭による債務承認により消滅時効の更新がされている対象者や今後、返戻金が発生した方に対し納付誓約書の提出を求めます。
6	9	決算審査	意見	議員互助会健康診断費用助成事業補助金について	議会事務局	議会事務局総務課	当該補助金の交付根拠について確認したところ、「宝塚市議会議員互助会規約第10条の健康診断費用の助成に関する規定は、会派代表者会などでの議論、合意を経て定めたものであり、市助成金を財源とすることを規定している。他に根拠とする規定はなく、当時の会派代表者会等の協議記録も残っていないため、どのような根拠で当該補助金を交付することに決定したのかは不明である。」旨の説明を受けており、明確な交付根拠がないまま補助金を交付している状況にあると考えます。なお、議員互助会規約を根拠とすることは、いわば補助対象団体が交付要件等を規定していることとなり、適切とは言えないと考えます。宝塚市補助金交付基準には「補助金の根拠となるべき要綱等を定め、終期を明記すること。」とありますので、交付の根拠が明確となるよう、要綱等を定めてください。 また、当該補助金に係る課題として、健康診断の受診率が低い旨の説明を受けました。平成17年11月9日に開催された平成16年度決算特別委員会の議事録を確認すると、議員互助会への補助について本市と阪神間各市との比較が行われていますが、これ以降は調査を行っておらず、近隣市等の状況は把握していないとのことです。不用額が多く発生している事業でもあるため、近隣市等の現状把握に努めるとともに、要綱等を定めることで交付要件等を明確化してください。	令和6年11月22日付けで当該補助金の根拠規定となる「宝塚市議会議員互助会補助金交付要綱」を制定し、補助金の対象事業、補助金額の算定方法、要件、交付にかかわる手続きを規定しました。施行日を令和7年4月1日とし、令和7年度事業から適用を開始します。 事務局としては、議員の健康管理、ひいては正常な議会運営のために必要な制度であると認識しており、受診率の向上を図るため、引き続き議員への積極的な制度説明等に努めます。
6	10	決算審査	意見	民間企業への職員派遣について	総務部	人材育成課	本市では、業務の進め方やスピード感、視点、思考などを体験することによる職員の資質向上、組織への還元等を目的として、令和5年度に民間企業2社へそれぞれ1人、職員を派遣しています。当該派遣については、地方公務員法第39条第1項の規定に基づく宝塚市職員研修規程第3条第4号の「派遣研修」に該当しており、同規程第11条により職務に専念する義務の特例に関する条例第2条（職務に専念する義務の免除）に規定する承認を得た扱いとなります。他方、派遣職員2人の派遣状況を確認したところ、それぞれ、年間249時間、231時間の時間外勤務を行っていました。 派遣研修期間中における時間外勤務の命令に係る法的根拠について確認したところ、「派遣先企業と宝塚市職員研修委託協定書（以下「研修委託協定書」という。）を取り交わし、時間外勤務の命令は、指定職員を経由して、派遣先の所属長が行うものとしている。職務命令として派遣され、派遣先の所属長の指揮命令下にも置かれている状況であることから労働時間として取り扱う必要がある。」旨の説明を受けました。しかし、派遣先企業2社との研修委託協定書を確認したところ、A社では「時間外勤務の命令は、指定職員（派遣先企業）を経由して、甲（市）の所属長が行うものとする。」、B社では「時間外勤務の命令は、甲（派遣先企業）の所属長が行うものとする。」と規定されており、2社の研修委託協定書の内容に差がある上、いずれも説明内容とは異なっていました。 説明内容及びB社との研修委託協定書において、派遣先企業が時間外勤務の命令を行うこととなっていますが、当該派遣はあくまで研修であり職務に専念する義務が免除されうること及び宝塚市職務権限規程別表第1における時間外勤務に係る権限事項の内容から総合的に勘案すると違和感があります。加えて、市が時間外勤務の命令を行わないことは、予算上の財源を把握した上での命令が困難となることを意味し、予算執行の観点からも適切とは言えないのではないかと考えます。時間外勤務の命令を含む派遣研修期間中における勤務の在り方について、他市等の事例を参考にしながら整理するよう努めてください。	令和7年度以降の職員派遣を検討するにあたり、時間外勤務の命令を含む派遣研修期間中における勤務のあり方については、派遣予定先企業とも調整を行い整理していく。

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
6	11	決算審査	意見	蔵人共同浴場運営費助成金について	総務部	くらんど人権文化センター	宝塚市立蔵人共同浴場運営費助成金（以下「運営費助成金」という。）は、宝塚市立蔵人共同浴場（以下「浴場」という。）の適正な運営を確保するとともに、保健衛生及び公衆衛生並びに福祉の増進に寄与することを目的として、運営団体である特定非営利活動法人（以下「運営法人」という。）が行う管理運営等に要する経費に対して交付している助成金です。令和5年度は、運営費助成金250万円及び宝塚市物価高騰等対策蔵人共同浴場継続支援金106万円の合計356万円が運営法人に対して支出されています。なお、浴場は、宝塚市公共施設（建物施設）保有量最適化方針において令和9年度末までの施設廃止の方向性が示されている施設です。 運営費助成金に係る令和5年度補助事業等実績報告書について確認したところ、運営費助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に沿った運用はされていましたが、要綱上の不備があると考えられ、また、確認が不十分である箇所が見受けられました。 まず、交付要綱第7条第1項には「年度末に次年度に繰越する剰余金が生じたときは、その額を基金に繰り入れるものとする。」とありますが、この剰余金を算出するための収入及び支出の範囲が交付要綱では明確になっていないのではないかと考えます。 また、助成対象外経費の58.9%を占める事務費240万円の内訳について、詳細の把握まではしていないとのことでした。交付要綱第5条第2項は「浴場会計に設置した運営調整基金の残高が、前年度運営費の6箇月分を超える場合には、助成金からその超過額を控除して得た金額を交付する。」旨の規定となっていますが、運営調整基金積立金の算出に必要な金額の内訳を確認できていない以上、当該規定が形骸化している可能性があると考えます。 さらに、運営調整基金の令和5年度末残高が2,014,639円であるとの説明を受けていますが、運営法人の現金預金等残高の確認も行っていないとのことでした。そもそも、助成対象経費より入浴料と雑収入を合計した金額の方が多くなっており、運営費助成金を交付せずとも収支が黒字になっている可能性もありうるのではないかと考えますので、運営法人の運営調整基金に係る管理状況を速やかに確認し必要な場合は指導を行うとともに、交付要綱を含めた運営費助成金の在り方について見直しをしてください。	事務費については、運営調整基金積立の算出に必要な経費として認めてきたものですが、その内訳が明確でなかったことから、令和6年度以降は運営者に報告を求め、明確化します。 運営調整基金については、運営者にすみやかに口座を用意するとともに、今後はその口座で管理をするよう指導しました。その後、専用の口座に基金残高と同額の現金があることを確認しました。 今後も運営費助成金の適正な運用を行うべく、適宜運営者に運営状況等の確認を行い、必要に応じて指導を行っていきます。
6	12	決算審査	意見	放課後児童クラブの待機児童対策について	子ども未来部	アフタースクール課	令和5年度に、仁川、長尾及び長尾南の各小学校区に民間放課後児童クラブ3施設を整備しています。一方で、令和6年4月時点の待機児童数が323人と、対前年度比で200人の大幅な増加となっている理由について「令和6年度も民間放課後児童クラブの新規開設を予定していたが、現時点で開設できていない。また、令和6年度の利用申込者数が想定を上回る状況であったことも影響しているものと推察している。4月に開設した長尾及び長尾南の各小学校区では令和5年4月時点で待機児童数がゼロとなり、一定の効果があつたと考えている。」旨の説明を受けましたが、長尾及び長尾南の各小学校区の令和6年4月時点の待機児童数はそれぞれ43人、25人となっており、継続的な効果があつたと言えるのか疑問が残ります。 利用申込者数予測の改善に向けた取組状況については、「従来の手法では予測と実績が乖離しており、待機児童対策が必要である小学校区及び規模の判断に活用するのは難しかったことから、令和4年度上半期にデータサイエンティストに現状の分析及びより精度の高い予測手法の構築を依頼した。新たな予測手法は精度は上がったものの依然として実績との乖離が見られるため、精度を高める方法を検討している状況である。そのため、小学校区ごとにきめ細かく対策を講じていくことは困難であるが、数年間の小学校区ごとの傾向を把握し、民間放課後児童クラブを誘致する場所を決める判断材料として活用している。一方で、全体の利用申込者数は令和8年度をピークに減少すると見込んでおり、限られた予算の中で増加するニーズに対して受入枠をどのように確保していくのが課題である。」旨の説明を受けました。 放課後児童クラブの待機児童対策は小学校区ごとの対策が必要であること、運営事業者の人材不足や実施場所の確保の問題、予測の難しい人口の社会増減の影響を受けることなど、小学校区ごとの単年度の利用申込者数予測が難しいことは一定理解しますが、本市は阪神間各市と比較して登録児童数に占める待機児童数の割合が高い状態が続いていることから、改善が必要であると考えます。現在行われている校区の弾力的運用の拡充に加え、利用申込者数予測において本市の実情に合った分析を行うとともに、単年度ではなく長期的な視点で対策を講じること、待機児童の解消に努めてください。	令和6年度より新たな取り組みとして、公募による民間放課後児童クラブ運営事業者の選定を行い、宝塚第一小学校区に1施設開設することが決定しています。また、小学校の夏季休業期間中に待機児童を対象とした夏季臨時の地域児童育成会を開設しました。次年度以降についても、引き続き利用申込者数予測の分析を行うとともに、上記取り組みを継続し、待機児童の解消に努めます。

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
6	13	決算審査	意見	病院事業会計に対する基準外繰出しについて	企画経営部	財政課	勤怠管理システム経費を基準外繰出しの対象としている理由について所管課に確認したところ、「市が必ずしも負担すべき経費ではないと考えているが、経営支援のため繰り出している。」旨の説明を受けました。本来は病院事業会計で負担すべき経費であると考えますので、繰出しに際しては経営努力による経費削減などの効果額を示してもらった上で支出すべきと考えます。 経営支援8億円における基準外繰出しの理由及び長期貸付金により令和5年度と令和6年度に分けて支援することに対する見解については、「資本的収支不足額の補てん財源が令和5年度及び令和6年度に不足する見込みであったため、各年度の補てん財源を確保するため、一般会計から経営支援として8億円の基準外繰出しを行った。長期貸付金による支援を行えば、一般会計としては損益勘定留保資金の繰越額を考慮する必要がなくなるが、病院事業会計の当初予算編成における損益勘定留保資金の確保と財政調整基金の取崩しを最小限にとどめることなどを総合的に判断した結果、令和5年度3月補正予算に計上した。」旨の説明を受けました。 本市の厳しい財政状況を踏まえ、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算のそれぞれで、長期貸付金による支援の判断も可能であったのではないかと考えます。市立病院の経営状況が悪化した場合には令和7年度においても資本的収支不足額の補てん財源が不足することも考えられるため、経営状況を注視するよう努めてください。 また、市の財政状況悪化に伴う経営支援の考え方については、「令和5年度決算においては、病院事業会計への経営支援として8億円の基準外繰出しを行っており、病院事業会計の経営状況は市の財政状況に大きな影響を与える要因となっている。市の財政状況は非常に厳しい状況であり、原則として、地方公営企業法に定める経営の基本原則にのっとり、病院の経営は一義的には病院の中で解決すべきものと認識している。具体的な今後の対応については、それぞれの状況を鑑み判断していきたいと考えている。」旨の説明を受けました。 令和6年3月作成の財政見通しでは、市立病院の経営強化と新病院建設を今後の課題の一つとして挙げていますが、市立病院の経営状況が悪化した場合の経営支援としての基準外繰出しについては見込まれていません。 市の財政状況の更なる悪化も考えられることから、地方公営企業法に定める経営の基本原則にのっとり、企業会計の負担とされた経費については独立採算制を堅持させるとともに、基準外繰出しによる経営支援が難しいことの認識を市と市立病院の双方で共有し、厳しい視点を持って市立病院の意識改革を促すよう努めてください。	基準外繰出しに際しては、経営努力による経費削減などの効果額を示してもらった上で支出します。 今後経営支援を行う場合は、本市の厳しい財政状況を踏まえた上で、支出の年度や手段について全体として最適な方法となるように検討するとともに、経営状況について引き続き注視していきます。 経営強化プランによる経営改善状況を注視するとともに、財政見通しなどを通じて、市の財政状況も含めた情報共有を積極的に行い、市立病院の意識改革強化に寄与するよう努めます。
6	14	決算審査	意見	宝塚観賞植物品評会委託料について	産業文化部	農の魅力創造課	令和5年度の当該契約に係る書類一式を確認したところ、兵庫県・宝塚観賞植物品評会事業委託契約書第5条第1項において、「乙（宝塚市花き園芸協会）は、委託業務の全部又はその主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」とされていますが、委託料154万円の94.1%に当たる部分について再委託していました。委託料の大部分について再委託していることに対する所管課の見解を確認したところ、「千年の歴史を誇る市内地場産業である花き植木産業の振興を図るため、市と宝塚市花き園芸協会との共催で開催している。観賞植物品評会を開催するに当たり、会場レイアウト作成、会場借り上げ、出展者調整、備品等準備、会場設営、出品物展示、賞（国・県及び関係機関）交付依頼、警備等当日の運営、広告宣伝などを実施しており、これらは同協会の理事会で内容を決定した上で実施している。本市からは前述した業務のうち、設営の一部、警備及び広告宣伝に係る費用を委託料として同協会に支払い、同協会で調整し、設営費、警備費及び広告宣伝費として支出しているが、当該事業では優秀な出品物の募集や関係機関への申請業務など各種事務があり、再委託している業務については全体の一部にしか該当しないと考えている。」旨の説明を受けましたが、市民の税金を財源とする委託料の94.1%が事業全体の一部であるとの考えが市民の理解を得られるのか疑問が残ります。 また、令和4年11月制定の再委託に関するガイドラインにおいて、再委託ができない範囲を、全部、主たる部分及び契約金額の2分の1以上に相当する部分と定めていますが、契約金額の2分の1以上に相当する部分であっても、自らが業務の実施を直接指揮、監督することで業務の実施に直接関与する場合を除くとされています。仕様書における業務内容は、「観賞植物品評会の展示会場の借り上げ及び設営を行うこと。」、「品評会場の周辺交通整理（交通誘導警備業務資格（1級又は2級）を有する警備会社）及び展示品警備のため警備員を配置すること。」、「広報宣伝の実施」、「その他、詳細については、その都度指示する。」等の記載となっており、当該業務における基本的又は中心的なものに位置付けられる業務は明示されていませんが、契約金額の2分の1以上に相当する部分を再委託しており、再委託できる場合に該当するのか疑問が残ります。再委託を承諾する場合は、再委託に関するガイドラインに沿った運用とするよう努めてください。 また、観賞植物品評会は本市と宝塚市花き園芸協会との共催であることから、委託料による事業の実施が適切な方法であるのか疑問が残ります。 これらの課題改善に向けて、市及び宝塚市花き園芸協会の役割を整理した上で、適切な事業の実施方法の検討を進めてください。	令和7年度の実施に向けては、再委託に関するガイドラインに沿った運用とするように努めます。 また、令和8年度に向けて、宝塚市花き園芸協会と協議し、適切な運用方法について検討を進めます。
6	15	決算審査	意見	学校における予算執行について	管理部	教育企画課	契約事務マニュアルでは、「見積合せの際は、3者以上の者から見積書を徴収する。ただし、設計金額が10万円以下の場合、見積りは1者以上とする。」とされています。令和5年度の各学校の支出状況を抽出して確認したところ、2校において3者以上の者からの見積書の徴収を回避するために分割発注をしたのではないかと疑われる事例がありました。また、うち1校では、年度末の予算の使い切りのため、真に必要ではないものを購入したのではないかと疑われる事例もありました。 各学校の予算執行に対する指導方法について、小学校、中学校等の学校その他の教育機関を総括する教育企画課から、「年度当初に予算執行説明会を開催し、各学校管理職1人・事務担当者1人に参加を要請し指導している。」旨の説明を受けましたが、現状の指導方法では意図的な分割発注と疑われかねない事例が発生していることを踏まえ、今回の事例を具体例として説明する等、より実効性のある指導方法を検討し、適切な事務執行とするよう努めてください。	監査結果を受けて、11月に開催した校園長会において、今回の事例を具体例として別紙のとおり指導をしました。また同様の事例発生を防ぐため、学校配当予算のうち一定の費目については、令和7年1月17日を以て教育企画課へ引き上げるとともに、3月より毎週予算執行状況の確認を行います。

監査年度	整理番号	種類	結果区分	結果項目	担当部	担当課	監査結果の概要	措置内容
6	16	決算審査	意見	松江市交流事業について	社会教育部	スポーツ振興課	本市では、松江市交流事業として、両市スポーツ少年団の互いの少年スポーツ振興及び交歓を目的とした「姉妹都市 松江市・宝塚市少年スポーツ交歓会」（以下、「交歓会」という。）、市民の健康づくりの一翼を担う生涯スポーツ事業の推進を目的とした「姉妹都市 松江市・宝塚市生涯スポーツ交流会」（以下、「交流会」という。）を、それぞれ毎年度相互訪問して実施しています。 令和5年度実施の交歓会では、本市スポーツ少年団が松江市を訪問しています。交歓会への参加者からは負担金として大人2,000円、子ども1,500円を徴収しています。一方、収支報告書で負担金を充当している費目の1人当たりの支出額を確認したところ、大人2,643円、子ども1,917円であり、参加者の自己負担を超える部分について公費負担としており、事前の見積りが適切に行われたのか疑問が残ります。 また、交歓会の一部参加者が出席する懇親会費を公費負担している理由については、「役員及び指導者の意見交換会の参加費であり、スポーツ交流事業の一環であることから、公費にて支出している。」旨の説明を受けましたが、懇親会ではアルコールの提供もされており、参加者の親睦を深める場としての意味合いが強いものであると考えられることから、公費負担としていることには疑問が残ります。 交流会の参加者が一部固定化していることについては、「年齢制限がある一方で、高齢化が進んでいることから、一部の参加者が連続して参加することがある。」旨の説明を受けましたが、両市の交流という事業趣旨を鑑みると、参加者は固定ではなく、1人でも多くの人に参加してもらうことが望ましいのではないかと考えます。 松江市交流事業は姉妹都市である松江市とのスポーツ交流及び親睦を図ることを目的として実施しているものです。当該事業の執行に当たっては、公費負担の範囲や参加者の決定において疑義を持たれることがないよう、適切な事業の執行に努めてください。	姉妹都市松江市・宝塚市交流事業については、宝塚市スポーツ少年団の事務局でもある公益財団法人宝塚市スポーツ振興公社（以下、公社とする）に事業委託をしており、参加者の負担金について、支出額を下回らないよう、適切な金額の設定が行えるよう事前見積もりを行うように指示します。 懇親会費につきましても、公社と協議し、参加者の自己負担となるよう調整します。 参加者の一部固定化については、交流を行う競技が決まっているうえに、一定年齢以上の参加に限定されることから、致し方ない部分はありますが、松江市での参加者の選定方法等を調査し、より親睦交流が深められる方法を検討していきます。
6	17	決算審査	意見	国民健康保険税の徴収体制について	市民交流部	国民健康保険課	令和5年度における本市の国民健康保険税（以下「保険税」という。）の収納率は近隣市町と比較し、滞納繰越分の収納率が低いことから、滞納繰越分に対する徴収の取組状況及び課題について所管課に確認したところ、「催告書の一斉送付、休日納税相談の実施、短期被保険者証の留め置き等により自主納付を促した。自主納付がない場合は、預貯金や給与等の債権の差押えに加え、自宅の搜索や不動産売却を実施した。一方で、滞納繰越額や被保険者数が同程度の近隣市と比較して徴収担当職員が明らかに少なく、滞納整理が進まないことが収納率が近隣市と比較して低い要因となっている。」旨の説明を受けました。 保険税の公平かつ適正な徴収を実現するために必要な体制の整備に努めるとともに、市税収納課との効果的な連携を図りながら収納率向上に向けて取り組んでください。	今後とも、催告書の一斉送付、休日納税相談の実施等を行い、自主納付に繋げます。また、徴収計画・マニュアルの作成、滞納者リストの一元管理等、必要な体制整備に努めるとともに、引き続き市税収納課との連携を図り、収納率向上に取り組んでいきます。